

令和3年度 第1回横浜市精神保健福祉審議会

日時	令和3年8月12日(木) 14時~16時
開催場所	横浜市開港記念会館1号会議室
出席者	飯島委員、池田委員、石井委員、石渡委員、伊東委員、大友委員、大貫委員、金子委員、佐伯委員、豊田委員、長尾委員、西井委員、長谷川委員、樋口委員、宮川委員、山口会長
欠席者	天貝委員、川越委員、菱本委員、三村委員
開催形態	公開(傍聴人0人)
議題	<p>1 議題 横浜市依存症対策地域支援計画の原案(案)について</p> <p>2 報告 (1) 第4期横浜市障害者プラン令和3年度市民説明会の開催について (2) 横浜市精神障害者生活支援センターにおける退院支援の実績報告について (3) 精神保健福祉対策事業について (4) カード様式障害者手帳の交付について(報告)</p>
決定事項	議題および報告について了承された。

事務局： 本日の委員の皆様の出席状況を報告させていただきます。現在の出席状況は16名でございます。当審議会条例に規定する定足数を満たしていることを御報告いたします。

令和3年8月に土屋委員の解囑申出により、委員の一部改選をおこないました。新任委員の御紹介をさせていただきます。中区生活支援センター所長の長尾委員です。

長尾委員： 南区の土屋所長の後任で、今年度より参加させていただきます、中区精神障害者生活支援センター所長の長尾でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 進行は山口会長にお願いしたいと思います。山口会長、よろしくお願いいたします。

山口会長： 議題1、横浜市依存症対策地域生活支援計画の原案(案)について、事務局から説明願います。

事務局： 横浜市依存症対策の推進に向けた横浜市依存症対策地域支援計画の策定に向けて、原案の(案)を作成しましたので、御報告申し上げます。資料1-3の概要版で要点のみ説明いたします。資料1-3の2ページを御覧ください。「第一章 計画の概要」の「計画策定の趣旨」ですが、本計画は本市の依存症対策の取組と、民間支援団体等が積み上げてきた活動を結び付け、依存症に関する支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すものです。「計画策定の位置づけと計画期間」ですが、本計画は国の実施要綱において定められた、地域支援計画として策定するものです。計画期間は計画策定後の令和3年度から令和7年度までの5年間とします。「計画で取り扱う依存対象」ですが、本計画はアルコール・薬物・ギャンブル等依存症の3つを主たる施策の対象としつつ、ゲーム障害といった新しい依存症など、その他の依存症も含む依存症全般を視野に入れた内容として策定しています。

3ページから4ページにかけて、依存症に関する状況とこれまでの取り組みをまとめ、5ページの「計画課題の整理」で、一次支援、二次支援、三次支援における12の課題を設定し、表にまとめています。6ページ「基本理念」ですが、「依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること」としました。「基本方針」ですが、基本理念を達成するため、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること、としました。「基本方針の実現に向けた取組体制」ですが、基本方針の実現に向けて、本市こころの電話相談センター、区役所の精神保健福祉相談、専門的な医療機関、民間支援団体等、身近な支援者などと連携し、関係者が一体となって依存症対策の取組を進めます。

7ページ「第4章 取り組むべき施策」では、6つの重点施策を掲げて、取組をまとめています。

「重点施策1 予防のための取組」ですが、様々な年齢の人を対象として、様々な場所で普及啓発・予防教育を展開するとともに、依存症の予防に向け、心身の健康を保つ取組を推進します。8ページ「重点施策2 依存症に対する正しい理解、知識を広めるための普及啓発」ですが、依存症に対する偏見の解消や正しい理解の促進に向けて、市民全体を対象とした普及啓発の取組を推進します。9ページ「重点施策3 相談につながるための普及啓発支援」ですが、依存症の本人や家族が適切な相談支援機関につながれるよう、相談先に関する情報の提供や、依存症の正しい知識の啓発を推進します。10ページから11ページにかけて、「重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組」を掲載しています。身近な支援者等による依存問題を抱える人の発見と専門的な支援者へのつながりに向けた取組を推進します。12ページ「重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組」ですが、専門的な支援者による強みを生かした支援の実施や、施設の危機管理・人材育成等を支援する取組を推進します。13ページ「重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組」ですが、回復支援施設等から地域に生活の場を移した後に、孤立せず、回復し続けられる取組を推進します。

15ページ「計画の進行管理」にあるとおり、本計画を評価するための目安として、重点施策ごとにモニタリング指標を設定し、施策の効果などの点検を実施します。

資料1-1の「令和3年度第一回依存症対策検討部会について」ご報告します。「議題」ですが、横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案のパブリックコメントの結果について報告しました。また、計画の原案（案）及び概要版（案）について議題としました。主な意見として、「パブリックコメントに多くの意見が寄せられ、多くの市民からIRに関する意見が出ていることを計画にも反映すべきでないか。」「断薬を継続している人でも、グループホームなどを利用する際、過去に薬物を利用していると受け入れを断られることがある。行き場がなくて困っている当事者がいるという認識をもってほしい。」「回復の方法は、施設だけ、自助グループだけ、もしくは両方の利用など、人により様々であり、それぞれの人に合ったところにつながる大切だ。」などの御意見をいただきました。

「決定事項」ですが、計画の名称は、部会長に一任され、「横浜市依存症対策地域支援計画」に決定しました。横浜市依存症対策地域支援計画の原案（案）及び概要版（案）については事務局で一部修正し、承認をいただきました。「今後のスケジュール」ですが、10月ごろ本計画の策定、11月ごろに第二回検討部会を予定しています。

山口会長： ただいまの説明に関しまして、依存症対策検討部会部会長である伊東委員何か追加ありますか？

伊東委員： 多くの委員、医療関係者、当事者、家族等が参加していただいたの検討でした。パブコメがかなり多かったのが特徴だと思います。市民の関心が高いことを反映していると思っています。非常に質の濃い、内容のある検討、その結果である報告書、計画ができたと考えています。

山口会長： ほかに委員である長谷川委員、飯島委員、何か御意見ありますか？

長谷川委員： 特にありません。

飯島委員： パブリックコメントでは、IRについての意見が多かったのですが、ギャンブル依存症に特化した取り組みについては意見がありませんでした。委員から意見が出て、かなり充実したものになりました。

山口会長： 横浜市依存症対策地域支援計画の原案（案）について、審議会として承認でよろしいでしょうか？ それでは本件は承認ということで、事務局ではこれをもとに計画を進めていただきたいと思います。続きまして、報告事項に入ります。第4期横浜市障害者プラン令和3年度市民説明会の開催について、事務局説明をお願いします。

事務局： 第4期横浜市障害者プラン令和3年度市民説明会の開催について報告をさせていただきます。

資料2-1を御覧ください。令和3年3月に策定しました、第4期横浜市障害者プランの内容等を市民の皆様にお伝えするために、市民説明会を開催しました。令和3年7月19日10時30分～12時30分、YouTubeで動画を配信する形式で行いました。説明内容は2点あります。1つ目は第4期横浜市障害者プランの内容及び第3期横浜市障害者プランの6か年実績、2点目は令和3年度の具体的取組内容です。

配慮事項等ですが、1つ目としては、市民説明会は例年会場から御意見・御質問をいただき、その場でお返しするという意見交換を重視していました。オンラインでも、一方通行にならないよう、御意見・御質問をメールで受け付け、その場で質疑応答の時間に回答する方法をとりました。動画配信を見ながら意見・質問をするのが難しい方もいると考え、資料は事前に横浜市のホームページに掲載し、意見・質問を事前にお送りいただけるようにしました。事前にいただいた質問は1件、当日いただいた質問が7件、終了後にいただいた質問が1件、全部で9件の質問がありました。分野として多かったのが、移動支援についての質問です。また、ライフステージに関しては、学齢期の方に関する御意見・御質問を多くいただいています。

配慮事項3ですが、音声による説明に合わせて画面上に説明資料、字幕、手話通訳を映しました。4つ目ですが、放映した内容を録画した動画、意見交換の議事録、当日取り上げられなかった御意見・御質問も含めて後日横浜市のホームページに掲載する予定です。放映した内容を録画した動画は、本日の時点で横浜市のYouTubeの公式チャンネルに掲載しています。8月15日まで御意見・御質問を受け付け、全部まとめてQ&A形式で掲載する予定です。中止を防ぐためにオンライン配信としましたが、オンラインだけだとネット環境がなく見られないとの御意見もいただきました。来年度もたくさんの方が市民説明会に参加できるように検討していきたいと考えています。

資料2-2が、主に説明に使用した資料になります。資料2-3は第3期プランの検証、評価です。分量があるので、評価が△（一定程度の効果が得られたものの目標を達成していないもの）や、×（想定した目標を達成できなかったもの）を中心に説明しています。資料2-4は令和3年度の取組みについてまとめたものです。

資料に修正事項が3か所あります。まず、資料2-2の8ページ「令和3年度 第4期横浜市障害者プラン市民説明会」の精神障害者保健福祉手帳統計の上の表に、平成31年度の合計欄表記が29,232人とありますが正しくは39,232人です。

2点目の修正は、資料2-3「第3期横浜市障害者プランの検証評価」の上の四角で囲ってある凡例の部分ですが、記号と説明の文章が合致していません。㊦が「将来にわたるあんしん施策」になります。㊧が「障害福祉計画として定めるサービス等の見込みの量」となります。㊨が「障害児福祉計画として定めるサービス等の見込みの量」となります。㊩が「第4期障害者プランから初めて障害者プランに記載する事業」となります。資料2-4「第4期横浜市障害者プラン 令和3年度の取組について」の凡例㊦が、「将来にわたるあんしん施策」、㊩が「第4期障害者プランから初めて障害者プランに記載する事業」となります。資料にミスがあり、申し訳ありません。

石渡委員： 説明会の参加者数について少なかった、多かったなど教えて欲しい。

事務局： 集合開催の際は、会場はばらつきがありましたが、30人から50人来られていました。年では計80人くらいです。オンライン参加は視聴回数となりますが、終了時点で100件くらいの視聴があったので、単純比較はできませんが、多かったと考えています。アーカイブを残す形にしたので、最終的な視聴回数はわかりませんが、情報を得る機会は増えていると考えています。意見交換はアーカイブでできないので、今後も検討が必要だと考えています。

石渡委員： オンラインになって移動が大変だった障害者が参加しやすくなったと思います。今後も情報発信の仕方は変わるとは思いますが、これからも工夫をしてください。

大貫委員： 2つお聞きしたいことがあります。1つ目は、オンラインが主流になりつつあると思いますが、この資料は多すぎると思います。オンラインでは資料を減らさないと、2時間オンラインで画面を追い続けることは難しいと思います。2つ目は、どういった質問があったのでしょうか？

事務局： オンラインで資料が多いとの御指摘ですが、欲張ってしまいました。説明している時は画面で資料を映しており、動きがないため、その点での見辛さもあるかもしれません。初めての取組であるので、そういった御意見も活かしながら、次年度につなげていきたいと考えています。

ジャンルでは、先ほど「移動支援」とお伝えしましたが、質問としては、福祉パス、交通費の助成など、多かったのが交通費やお金の話でした。ライフステージでは、療育、卒後の通所先の話が見受けられました。障害のあるお子さんの保護者の方から障害者プランの策定のときに、策定している情報が自分のもとに話が来なかった、との御意見もありました。策定や市民説明会など、情報の届け方には配慮していきたいと考えています。

山口会長： 報告事項2「横浜市精神障害者生活支援センターにおける退院支援の実績報告について」説明をお願いします。

事務局： 資料3を御覧ください。横浜市退院サポート事業ですが、この事業は平成18年にモデル的に実施をスタートし、令和元年から、全18区の精神障害者生活支援センターで実施しています。法定事業である地域移行地域定着退院支援と似ていますが、国のサービスは6か月と限られるのに対し、期間がないことや、退院の前捌きから関わることができるのが、非常に有効と考えています。病院のスタッフや地域に向けた事業の普及啓発を行う協働活動と個別支援があります。協働活動については、元年度に比べて2年度は非常に実施病院数が少なくなっています。これは新型コロナウイルス感染症の影響で、病院と連携して地域に出かけるのが難しい状況があったことが、数字に表れていると考えています。個別支援の実績は、元年度に比べると177人と数が増えています。実際の退院者数は、177人中71人で、退院先は自宅、アパートが29人、グループホームが12人、自立訓練施設が23人、その他が7人となっています。支援対象者の平均年齢は47歳です。参考として、177人の利用者の入院期間を統計として入れました。これは昨年資料にはなく、今年度から入れたものですが、1年未満の方から始まり、長い方では30年以上、ずっと続けてではなく、退院されたり、また入院されたりする延べ年数になりますが、30年以上の方も含め、関わっているのがわかると思います。障害者総合支援法サービスである地域移行支援は、要件が6か月以内のサービスであることや、要件が異なることがあることから、使いにくいとの御意見もありますが、横浜市の退院サポート事業と上手く組み合わせ使っている方もいます。令和2年度は、8か所で実施し、実利用者数15人、退院者数10人となっています。実利用者数のうち、()内で8人と記載があるのは、退院サポート事業からの移行者となります。退院サポート事業で方向性が出た後に、地域移行支援に切り替えて支援を行ってきた方がいます。累計では130人くらいが使っています。引き続き、両事業とも促進をしていきたいと考えています。

宮川委員： 個別支援の実績では、自立訓練施設がありますが、どういうところでしょうか？

事務局： 法的サービスの中で訓練を行う施設になります。最終的な退院先になるのではなく、宿泊型の訓練施設にはいっていただき。その先があると考えていただいていると思います。

宮川委員： 横浜市では宿泊型はどういった施設がありますか？

事務局： 具体的な施設名ですと、「ハイツかもめ」、「ゆかり荘」、「ヴィラあさひの丘」が該当します。

宮川委員： 退院促進は退院したいという全員におこなっているのでしょうか。

事務局： 個々の病状に応じて病院のスタッフと相談しながら働きかけていくかたちです。地域生活に向けてどういう代替があるのか、という働きかけは入院している方全員にできるよう事業を実施しているが、個別支援は、その方の病状を見極めてとなるので、全員に一度に支援に入るわけではないです。

宮川委員： 精神障害にも対応した地域包括で支援者が協働で退院を促進して定着させると言われているが、全員にやっていますか？人によるのでしょうか？

事務局： 精神障害にも対応した地域包括支援でも退院支援を大きな柱として地域づくりを行っている事業ですので、個別の皆様へ働きかけをしていくのを、どうやって地域で連携をして関係機関がつながってアプローチをしていくのか、ということは進めています。退院に向けた具体的な動きは状況に応じてとなるが、地域づくりそのものは18区で進めています。

宮川委員： 人により手厚く対応される方とそうでない方がいるとの話もきくので、みなさんに均等にやっていただきたいと思っています。

佐伯委員： 退院サポート事業は病院にとってはありがたい事業です。病院職員のマンパワー的に地域に出ていくのは限られるので、よく活用しています。この事業はいつまで続けるのでしょうか？横浜市以外では使えないのですが、市内ではどの区でも使えるので、非常に助かっています。どれくらい事業が続くのか、このような取組がほかの市にも広がっていくものなのか教えてください。

事務局： この事業は、横浜市が平成18年からスタートし、国が地域移行支援という法定サービスを後から作っています。国は、全国を対象に法律つくるので、元々進めていた横浜市にとっては支援期間が6か月しかないなど、使いにくい点があるというのが実情です。法律で新たな事業ができ、国費も入りますので、国の法定サービスはきちんと必要な人には届くようにしつつ、それでは補えない部分については退院サポート事業を継続していきたいと考えています。上手く組み合わせるなど、地域移行支援では十分でない方に退院サポート事業をしていくというように、役割を分けていきたいと考えています。今の時点で有限のサービスとは考えておらず、必要な事業だと考えています。似ているサービスがありますので、他市町村が横浜と同じように退院サポート事業と同じようなサービスを新たに実施するのは厳しいと考えています。

佐伯委員： 退院サポート事業が横浜市独自のもので、法定サービスは国の事業ということでしょうか？

事務局： はい。

石渡委員： 横浜がこれだけの実績をあげているのは、退院サポート事業を先行してやっていたことの蓄積だと思っていますが、平均的にどれくらいで退院しているのでしょうか。また、長期入院していた方は、支援期間が長くなり困難が大きいのか、担当者の立場から見てどうなっているのか聞きたい。

事務局： 平均的な利用期間がすぐに出ませんが、年単位の方も中にはいます。

宮川委員： 入院期間別利用者数をみますと、20～30年、30年以上の方も利用していますが、退院意欲もなくなってしまう方もいるのではないかと思います。5年以上の方も退院しているのでしょうか？

事務局： 20年以上の方が退院者に含まれているかどうかはデータが手元になくて分かりませんが、5年以上の方は70人の中にいたと思います。

佐伯委員： 患者さんは入院期間中、携帯が使えないので、情報不足の面があります。色々な病院が活動を知って、使えるサービスを知らないといけないと思います。コロナ禍で活動が制限されていると思いますが、病院が知るようになれば平等に広がっていくと思います。あまり活用していない病院に重点的に教育活動を行っていくのがいいと思いました。

事務局： この事業は協働活動と個別支援がセットと考えています。協働活動の中で病院に行き、退院後のお金の管理や生活支援センターを活用している方との交流会、ミニ講座など、そういうことを各生活支援センターが実施することで、退院後の生活をイメージしてもらうことから個別の支援につながると考えています。両方セットで働きかけをしていきたいと考えています。

大友委員： 協働活動の病院スタッフ対象が令和元年度15回とありますが、サービスを利用している病院はどれくらいか、サービス利用していない病院はどれくらいか、大体の割合を教えてください。退院促進事業は大切な、これからも強化していくべき事業と思いますが、今のところ生活支援センターに

限られていますが、ピアスタッフやピアの団体がこういった事業に取り組むことがあるかどうかについて、御意見をお聞きしたい。

事務局： 病院スタッフ対象の回数は元年度が15回、令和2年度は1回ですが、どこの病院で実施したかの統計は作成していません。ピアスタッフ、ピアサポートの活用ですが、国でも計画相談等で、ピアによる力について考え方がでてきているので、活用を検討していきたいと考えています。ピアの方々にどのような役割でどういう風に活用してもらうのか、現在検討している最中です。当審議会や自立支援協議会等の会議でも御意見をいただきながら進めていきたいと考えています。

宮川委員： 実施事業所数は令和2年8か所とあるが、横浜にはもっと精神科病院はあると思いますが、8か所しかやっていないのでしょうか？ほかの病院は何故やらないのでしょうか？

事務局： 「障害者総合支援法サービスにおける地域移行支援」の実事業所数は事業者の指定を受けてこの事業を実施するところになります。現在横浜市内で指定をされているのは50か所あったと思いますが、病院ではなく、地域移行支援を実施する事業所の数になります。「横浜市退院サポート事業」の実施病院数は協働事業を実施させていただいた病院の数になりますので、こちらは病院の数です。

宮川委員： 50か所あるのに、どうして8か所しかやらないのでしょうか？

事務局： 実際に個々の事業所にアンケートをとったわけでないので正確ではないですが、手をあげたけれど、どう動いていいかわからない事業者やこの事業だけで経営が上手くいくかどうか分からず、二の足踏んでいる事業者があるのかもしれない。フォローアップはしていきたいと考えています。

長尾委員： 生活支援センターで退院サポート事業をやっています。平成18年当時、横浜市内の対象病院数が27病院でした。今は精神障害の方に対する退院サポートをしている事業があることは浸透してきていると思いますが、事業を知らないところもありますし、数年後に新しい看護師や医師が来たときに、周知をし直さないといけないので、継続する必要があると思います。患者からみると、地域で暮らすことに対する大きな不安があります。家族の協力が得られない、地域の受け入れが難しい実情もありますので、病院に対する普及啓発も必要ですが、地域に対する普及啓発も今後必要だと考えています。地域にアプローチをすることを付け加えたらいいと考えています。

宮川委員： 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムですが、自立支援協議会でもやっていますよね？各区に自立支援協議会があり、各区で退院支援を取り組んで欲しいと思いますが、自立支援協議会でやっていないのでしょうか。

事務局： 自立支援協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムでも退院サポート事業と連携してしっかりやって欲しいとの御意見ですが、事務局でも全くその通りだと考えています。現在構築中で、きちんと退院サポート事業も含めて各区での連携を強化していきたいと考えていますので、御家族の立場からも御支援御協力をお願いします。

山口会長： 続いて報告事項3「精神保健福祉対策事業について」事務局説明をお願いします。

事務局： 昨年度、コロナ禍で数字に大きな変更があった点のみご紹介させていただきます。

まず、資料4の1ページ目、精神保健福祉相談の①こころの電話相談を御覧ください。相談の延べ件数はそれほど変わりありませんが、相談の実件数は令和元年度2,336件から令和2年度2820件と、500件ほど伸びています。コロナ禍で新たに不安に感じた方が増えたのだらうと推測しています。4ページにゲートキーパー数があり、1,806人となっています。通常より研修や普及啓発をすることが難しく、数字が伸びなかった部分があります。健康・生活・経済問題、休業等に起因する自殺リスクの上昇が懸念されたことを受け、インターネットを活用した検索連動広告の範囲を増やし、より専門相談につながりやすいように取組を強化しています。

4ページ精神科救急医療対策事業ですが、通報件数や措置件数は大きな変動はありませんでし

た。コロナ禍であったことを受け、令和2年7月より、新型コロナウイルス感染症疑い患者において精神科病院に対して感染症リスクから守ること、また、受け入れによる負担を補填することを目的に、協力費の実施を始めました。コロナウィルスのために必要な治療が受けられないことのないようにこの仕組みをつくりました。

宮川委員： ころの電話相談の相談延べ件数が7,042件で、実件数より約5,000件多いが、なぜですか？

事務局： 延べ件数は累計で、1年間にかかってきた全件数で、実件数はかけてきた方の件数になります。同じ方が何件もかけてくることがあるので、延べ件数と実件数が異なっています。

宮川委員： 横浜市精神障害者家族連合会でも電話相談を行っており、一日に何件もかけてきている人が多いです。一日に何回もかけてくる方がいらっしゃる場合、どのように対応しているのでしょうか？

事務局： 一日に何回かかけてこられる方には、この制度を説明し、多くの方につながっていただきたいので、1回でお願いしたいとお願いしています。それでも、何回もかける方いらっしゃるの、実件数と延べ件数が異なっています。

山口会長： 報告事項4「カード様式障害者手帳の交付について」事務局説明をお願いします。

事務局： 資料6を御覧ください。カード様式の障害者手帳発行ですが、令和3年1月から様式変更の申請受付を開始し、令和3年6月からカード様式手帳を希望された方へ順次カード様式手帳をお渡ししています。様式変更のみの方のお渡しにあたっては、新型コロナウイルス感染症防止のため、区役所窓口ではなく、郵送で交付をしています。6月1日からは、障害者手帳の新規申請や更新申請の手続きの際に、カード様式を選択できるようにしています。障害者手帳による割引制度を受けられる交通機関や施設等の事業者にカード様式手帳を周知しています。今年度からは、本市と同様にカード化を始める予定の近隣自治とも協力し、広報を行っていきます。

カード様式申請者数ですが、1月から3月までの先行申請では2,763名の方が、そのうち精神障害者保健福祉手帳の方は471名の方から申請がありました。4月以降6月末までは786件の方、うち、精神障害者保健福祉手帳の方は181名申し込みをいただきました。

カード様式手帳の特徴になりますが、障害の種類によって色を変えています。プラスチック製で、耐久性が高まるとともに、携帯しやすくなっています。カードに切り欠き加工を入れているほか、ハママークの部分は浮き出し加工となっています。顔写真はモノクロになっています。

宮川委員： 手帳の写真ですが、何故白黒なのでしょう？カラーにならないのでしょうか？

事務局： 現在のレーザープリンターの技術では、偽造防止するには、モノクロしかできないため、モノクロ対応となっています。

山口会長： 以上をもちまして、本日の議題、報告事項全て終了しました。これをもちまして本日の審議を終了します。委員の皆様、ありがとうございました。

資料

資料1 横浜市依存症対策地域支援計画の原案（案）について

資料2 第4期横浜市障害者プラン令和3年度市民説明会の開催について

資料3 横浜市精神障害者生活支援センターにおける退院支援の実績報告について

資料4 精神保健福祉対策事業について

資料5 横浜市ころの健康相談センター所報

資料6 カード様式障害者手帳の交付について（報告）

資料7 横浜市精神保健福祉審議会条例

資料8 横浜市精神保健福祉審議会運営要綱